

ID: 14

担当部署: 総務課

| | |
|--|------------------|
| 処分の概要 | 開示請求に対する決定 |
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 村田町情報公開条例 第7条第1項 |
| 例 規 番 号 | 平成12年条例第33号 |
| <p>【基準】</p> <p>第5条及び第7条から第11条までの規定による。 (公文書の開示を請求できるもの)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。</p> <p>(1) 町の区域内に住所を有する者 (2) 町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 町の区域内に存する学校に在学する者 (5) 前各号に掲げるもののほか実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するもの (開示請求に対する決定等)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった日から30日以内に、公文書の全部若しくは部分開示をする旨の決定、公文書の開示をしない旨の決定、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日)を前項の書面に具体的に記載しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施期間は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により開示することができないとされている情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> | |

- ア 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該地方公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 町又は国等(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体をいう。以下同じ。)の事務事業に係る意思形成過程において行われる町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの
- (5) 町の機関又は国等が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの
- (6) 町と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの
- (7) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(公文書の部分開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第8条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

| | | | |
|---------------|--------------------------|----------------|----------|
| | | | |
| 標準処理期間 | 開示請求があった日から30日以内(第7条第1項) | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月2日 | 最終変更年月日 | 令和5年4月1日 |